平成２８年（フ）第１１１号
千葉県船橋市大穴南２丁目26番25号
債務者　笹口　弘司
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１８４号
千葉県浦安市北栄１丁目９番25―301号
ピュアハウス浦安
債務者　飯田　陽一
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２６９号
千葉市中央区末広５丁目４番14号　末広荘216号
債務者　初田　誠二
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３３１号
千葉県市川市南行徳１丁目３番27―202号（ミングルヤジマ）
債務者　永山　朝子
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３３２号
千葉市中央区南町３丁目15番２号　サウステュディオ105号
債務者　小西　美雪
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３４６号
千葉県市原市山木1270番地　メゾンソレイユⅡ201
債務者　伊藤　静香（旧姓永沼）
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９７号
新潟市中央区鐙３丁目10番11号　第１コーポ青木405号
債務者　平原　辰晃（旧姓細野）
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１０５号
新潟市中央区翁町２丁目5068番地、住民票上の住所新潟市南区大通黄金１丁目３番地７
債務者　中野　正彦
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１０号
新潟市東区大山２丁目１番２号　２Ｆ、前住所新潟県五泉市白山２番11号　ロイヤルタウン白山Ｃ201
債務者　田中　友恵
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１５号
新潟市東区桃山町１丁目104番地２　市営住宅Ｉ棟42号
債務者　古橋　芳子
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１８号
新潟市西蒲区旗屋543番地
債務者　岩野　栄子
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１２１号
新潟市東区逢谷内３丁目１番８号　カームビレッジ101号、前住所新潟市東区山木戸５丁目１番22号
債務者　今井　恵子
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１２２号
新潟市北区松浜５丁目10番地１　市営住宅はまなす312号
債務者　近藤　美里
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１１号
山梨県甲府市東光寺２丁目19番４号
債務者　斉藤　才幸
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１１７号
山梨県南アルプス市小笠原2016番地２
債務者　太田　勇司
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１２５号
山梨県中巨摩郡昭和町西条958番地４　パティオ958　２―Ｃ号、前住所山梨県中巨摩郡昭和町西条243番地３　サンシティ国母201
債務者　田中美千雄
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係